

会 議 録

名 称	令和2年度 第4回 市川市総合計画審議会
議 題	第1号 第二次基本計画 総合評価書（案）について 第2号 次期総合計画の方向性について
開催日時場所	令和3年3月23日（火） 10時00分～12時00分 オンライン会議（Zoom）
出席者委員	小山田 直人、桑原 京子、国松 弘樹、小林 航 、酒井 玄枝、 関 寛之 、染谷 好輝、長友 正徳、村松 祐 、羽生 弘 、 藤井 敬宏 、松永 鉄兵、松丸 陽輔、鈴木 雅斗 計14名（欠席8名） ※会議開始時の出席者は13名
配 布 資 料	・資料1 第二次基本計画 総合評価書（案） ・資料2 次期総合計画の方向性について（案） ・資料3 市川市が発展していくための着眼点 ・資料4 令和3年度 重点推進プログラム（案） ・資料5 次年度のスケジュール（案）
特 記 事 項	

開会

○事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。会議に先立ちまして、事務局よりご連絡申し上げます。はじめに、本日の審議会についてですが、国からの緊急事態宣言の発令を受け、オンライン会議システム、Z o o mを使用して開催させていただきます。ご発言いただく際は、はじめに、お名前をお願いいたします。

なお、本審議会は事務局の記録として録画させていただいておりますので、予めご了承ください。

続いて、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料として、会議次第、資料1「第二次基本計画 総合評価書（案）」、資料2「次期総合計画の方向性について（案）」、資料3「市川市が発展していくための着眼点」、資料4「令和3年度重点推進プログラム（案）」、資料5「次年度のスケジュール（案）」、以上の資料を事前にお送りさせていただいております。

最後に、人事異動に伴う委員の交代がございましたので、お知らせさせていただきます。本審議会委員であった市川警察署地域交通官の足澤知之様のご異動に伴い、新たに同地域交通官に着任されました佐怒賀毅様に委員を委嘱させていただいております。なお、本日佐怒賀委員は所要によりご欠席となっております。

それでは、以降は議題の審議となりますので、条例第6条第1項の規定によりまして、藤井会長に議長として議事進行をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤井会長：それでは、ただいまより「令和2年度 第4回市川市総合計画審議会」を開催いたします。まず、事務局にお尋ねしますが、現在何名にご出席いただいておりますでしょうか。

○事務局：現在、13名の方にご出席いただいております。

○藤井会長：現在、13名が出席とのことで、半数以上の委員が出席しておりますので、条例第6条第2項の規定によりまして、本会は成立しております。

○藤井会長：次に、会議の公開についてでございます。会議につきましては「市川市における審議会等の会議の公開に関する指針」により、審議会等の会議は、公開を原則とする旨定められておりますことから、会議は公開といたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○藤井会長：ご異議がないようですので、会議は公開とさせていただきます。なお、今回は緊急事態宣言中の開催とのことで、会場での傍聴は行わず、事前申し込み制によるオンラインの傍聴のみとしていただいております。事務局におたずねしますが、オンライン傍聴の申込はありましたでしょうか。

○事務局：オンライン傍聴の申込はありませんでした。

○藤井会長：次に、会議録についてですが、事務局が作成し、出席委員に内容を確認していただき、あらかじめ指名した署名人に署名していただいております。今回は、酒井委員に署名をお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○藤井会長：ご異議がないようですので、酒井委員に会議録署名人をお願いしたいと思います。

○藤井会長：それでは、議題に入らせていただきます。まず、「議題１ 第二次基本計画 総合評価書（案）について」です。事務局よりご説明をお願いいたします。

議題

■議題第１号 第二次基本計画 総合評価書(案)について

○事務局：それでは説明させていただきます。資料１「第二次基本計画 総合評価書（案）」をお願いします。この総合評価書は、第二次基本計画の１０年間の評価をまとめたものとなります。施策が多岐にわたるため、説明にお時間をいただきますことをご了承ください。

はじめに、８ページをご覧ください。評価の手順についてご説明させていただきます。まず、①行政による「施策評価レポート」の発行については、基本計画における４５の施策の大分類ごとに、行政による「施策評価レポート」をとりまとめ、市民に公開しました。次に、②市民意向調査による「施策評価の実施」については、施策評価レポートを同封した市民意向調査を実施し、市民の皆様により市の取り組みを知っていただくとともに、施策の評価を行っていただきました。そして、③総合計画審議会による「総合評価」の実施として、施策評価レポートと市民意向調査の結果を総合的に組み合わせ、事務局にて本総合評価書案を作成させていただきました。本日は、この総合評価書案の内容についてご報告させていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、11、12 ページをご覧ください。この総合評価書の見方についてご説明させていただきます。「(1) 施策をとりまく環境の変化」には、基本計画期間中の施策をとりまく社会情勢の変化について記載しています。「(2) 主要な事業の実績」には、第一次実施計画、第二次実施計画、第三次実施計画に位置付けた事業の決算額の合計、及び実施計画に位置付けて推進した主な事業について記載しています。「(3) 設定した目標値に対する現状の数値」には、第二次基本計画策定時に設定した指標の実績と、目標に対して達成したかどうかについて記載しています。「(4) いちかわ いろどりアプローチ 10 の視点に基づく取り組み事例」には、第二次基本計画の各施策分野それぞれにおいて、多様な視点を意識して取り組めるよう設定した「いちかわ いろどりアプローチ」の 10 の視点に基づく取り組み事例について記載しています。「(5) 施策の評価と総括」には、施策の市民満足度、設定した目標値に対する現状の数値、いちかわいろどりアプローチの 3 つの観点から、施策を評価・総括いたしました。また、この 3 つの観点について、基準点を 2.5 点とし、それぞれの増加率や達成率に応じて 0～5 点で絶対評価し、レーダーチャートにいたしました。このレーダーチャートを見ることで、3 つの観点の評価を視覚的に分かるようにいたしました。最後に、「(6) 行政サービスの最適化に向けて」については、市民意向調査の結果から、取組の満足度と今後重点すべき取り組みのポートフォリオ分析を掲載するとともに、施策分野に関連する社会情勢の変化や市民意向調査の結果などから、行政サービスの適正化、そして次期総合計画の策定に向けて今後取り組んでいくべき施策や課題について記載しています。

本日はお時間の都合上、市民意向調査の結果を踏まえ、基本目標ごとに、施策の優先度が高かった施策から抽出してご説明させていただきます。19、20 ページをご覧ください。基本目標 1「真の豊かさを感じるまち」からは、保健・医療、子育て、高齢者福祉の 3 つの施策についてご説明させていただきます。まず、「1 保健・医療」については、右の頁のレーダーチャートを見ますと、3 つの観点のいずれにおいても基準点である 2.5 点以上となっており、施策の着実な推進が伺えます。保健・医療における課題として、新型コロナウイルス感染症への対策のほか、高齢化の進行、医療の高度化に伴う医療費の増加などが挙げられ、市民の優先度も非常に高くなっていることから、医療環境の充実や健康づくりの推進に取り組んでいく必要があると考えております。続きまして、21、22 ページ「2 子育て」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ますと、3 つの観点のいずれにおいても基準点以上となっており、施策の着実な推進が伺えます。特に、市民満足度については計画策定時からの増加率が高く、待機児童解消に向けた保育園の整備促進など、実施計画事業の効果が市民満足度に影響を与えているとも考えられます。一方で、近年の社会・経済情勢の変化により子育て家庭を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっており、児童虐待問題やこどもの貧困問題への対策、子育てと仕事の両立支援など、社会状況の変化に伴う課題に対応していく必要があると考えております。続きまして、27、28 ページ「5 高齢者福祉」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ますと、市民満足度は基準点を上回った一方、いろどり

アプローチと設定した目標値については基準点を下回りました。少子高齢化の進行に伴い、65 歳以上の高齢者は、日本全体においても本市においても増加傾向にあります。また、高齢者の単独世帯や高齢者の夫婦のみの世帯が増加していることに加え、地域コミュニティが希薄になりつつあることから、高齢者の孤立が進んでいます。このような社会情勢を踏まえ、地域包括ケアシステムの更なる推進や、高齢者の生きがいがいづくりに取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、49、50 ページをご覧ください。基本目標 2「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」からは、芸術・文化についてご説明させていただきます。右の頁のレーダーチャートを見ますと、3つの観点のいずれにおいても基準点を上回っており、施策の着実な推進が伺えます。中でも、左の頁の中段にあります（3）「設定した目標値に対する現状の数値」については、「文化活動が活発に行われていると思う市民の割合」や、「近隣市より歴史にもとづく芸術・文化が根付いていると感じる市民の割合」など、設定した4つの指標のうち、3つが目標を達成したことから、施策推進の効果が表れているとも考えられます。近年の趣味や娯楽の多様化、生活様式の変化による芸術・文化に対するニーズへの対応や、芸術・文化団体への支援や担い手の育成に、今後も引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、61、62 ページをご覧ください。基本目標 3「安全で快適な魅力あるまち」からは、危機管理・消防、治水、防犯の3つの施策についてご説明させていただきます。まず、「17 危機管理・消防」については、右の頁のレーダーチャートを見ますと、3つの観点のいずれにおいても基準点以上となっており、施策の着実な推進が伺えます。中でも、左の頁の中段にあります「設定した目標値に対する現状の数値」については、「災害に強いまちづくりが推進されていると感じる市民の割合」や「自主防災組織の団体数」など、設定した8つの指標のうち、6つについて目標を達成しました。一方で、日本全国で台風や集中豪雨などに伴う水害や大規模地震などの自然災害が発生していることから、危機管理体制を更に強化するとともに、市民の防災意識向上に向けた取り組みもあわせて行っていく必要があると考えております。

続きまして、63、64 ページ「18 治水」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ますと、「いどろりアプローチ」及び「設定した目標値」は基準値以上となった一方、「市民満足度」については基準値を下回りました。左の頁の中段にあります「設定した目標に対する現状の数値」については、排水機場の整備済み排水量や調節池等における貯留量など、施策の推進により着実に目標値を達成した一方で、気候変動により、集中豪雨や大型の台風の発生回数が増加していることなどから、施策の推進の速度を超えて、市民が求める水準が高まっているものと考えられます。水害の脅威は市民生活への影響に大きな影響を及ぼしているため、雨水貯留施設の整備や治水機能の向上など、水害のないまちづくりに向けた取り組みが求められています。

続きまして 65・66 ページ「19 防犯」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ま

すと、3つの観点のいずれにおいても基準点以上となっており、施策の着実な推進が伺えます。中でも、左の頁中段にあります「設定した目標値に対する現状の数値」においては、「犯罪に関してまちが安全になったと感じる市民の割合」や「ボランティアパトロールの人数」など、設定した7つの指標のうち6つの指標が目標を達成しました。防犯については、市民生活に密接に関係している施策であることから、市民の優先度は基本目標3の中で最も高くなっており、自主的な防犯活動への支援といったソフト面の取り組みに加え、防犯灯や街頭防犯カメラの整備といったハード面の取り組みをあわせて行うことで、防犯まちづくりを進めていく必要があると考えております。

続きまして、97、98 ページをご覧ください。基本目標4「人と自然が共生するまち」からは、公園・緑地、河川・水辺、生活環境の3つの施策についてご説明させていただきます。まず、「32 公園・緑地」については、右の頁のレーダーチャートを見ますと、3つの観点のいずれにおいても基準点以上となっており、施策の着実な推進が伺えます。中でも、左の頁の中段にあります「設定した目標値に対する現状の数値」においては、「公園緑地の広さや設備に満足している市民の割合」や、「都市公園の数・面積」、「市有緑地の数・面積」など、設定したすべての指標について目標を達成しました。公園や緑地は、市民がスポーツや文化活動を実践し、多世代が交流する場として、また、自然を体験し、学習することができる空間として、更には災害時における避難空間としてなど、これまで以上に様々な役割を果たすことが求められています。老朽化が進む既存公園への対応をはじめ、地域の公園や緑の保全と活用に向けた取り組みを行っていく必要があると考えております。

続きまして 99、100 ページ「33 河川・水辺」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ますと、3つの観点のいずれにおいても基準点以上になっており、施策の着実な推進が伺えます。中でも、左の頁の中段にあります「設定した目標値に対する現状の数値」においては、「市川の水辺に親しみを感じる市民の割合」と、「大柏川第一調節池緑地ビジターセンター来館者数」において目標を達成しました。気候変動に伴う降雨量の増加などにより、住宅地や道路などにおける内水氾濫のリスクが高まっていることから、治水機能の向上が求められております。一方で、市民が水とふれあえ、親しみを感じられるよう、三番瀬の保全や親水空間の整備にも、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして 103、104 ページ「35 生活環境」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ますと、3つの観点のいずれにおいても基準点以上になっており、施策の着実な推進が伺えます。中でも、左の頁の中段にあります「設定した目標値に対する現状の数値」においては、「身近な環境を快適と感じている市民の割合」や、「マナー条例に違反して過料を科した人の数」など、設定した8つの指標のうち6つについて目標を達成しました。生活環境については、市民生活に密接に関係している施策であることから、市民の優先度は基本目標4の中で最も高くなっています。良好な生活環境の保全に関する意識啓発を行っていくほか、ごみの不法投棄や犬のふんの放置などの環境衛生についても、市民マナー条例の周知啓発等を通じて、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、123、124 ページをご覧ください。基本目標5「市民と行政がともに築くまち」からは、窓口・相談機能、財政運営、情報化の3つの施策についてご説明させていただきます。まず、「42 窓口・相談機能」については、右の頁のレーダーチャートを見ますと、3つの観点すべてにおいて基準点を超えています。中でも、左の頁の中段にあります「設定した目標値に対する現状の数値」においては、「窓口サービスに満足している市民の割合」や、「市民相談の件数」など、設定した6つの指標のうち4つの指標について目標を達成しました。窓口・相談機能については、市民生活に密接に関係している施策であることから、市民の優先度は基本目標5の中で最も高くなっています。近年の市民ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人が抱えるトラブルや相談内容に専門性が求められてきていることから、相談機能のより一層の充実が求められています。また、情報通信技術を活用したオンライン窓口やワンストップ窓口の充実にも取り組む必要があると考えております。

続きまして125、126 ページ「43 財政運営」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ますと、3つの観点すべてにおいて基準点を超えています。中でも、左の頁の中段にあります「設定した目標値に対する現状の数値」においては、「財政が健全に運営されていると思う市民の割合」や「市税徴収率」等、設定した5つの指標のうち4つの指標について目標を達成しました。人口減少や少子高齢化、経済の停滞により、今後の地方自治体の財政状況は一層厳しさを増すことが想定される中、限られた予算を適正に配分することで、持続可能で健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。引き続き、自主財源の充実・確保に努めるとともに、これまで以上に効率的で質の高い行政運営を行う必要があると考えております。最後に、129、130 ページ「45 情報化」をご覧ください。右の頁のレーダーチャートを見ますと、設定した目標値とあらゆるアプローチについて基準点を超えている一方、市民満足度については基準点を下回りました。中でも、あらゆるアプローチについては、計画策定当時は5つの視点に関連しておりましたが、施策推進の結果、すべての視点に関連する取り組みを実施することができました。本市においては、情報通信技術を活用して価値転換に挑戦する「デジタルトランスフォーメーション」を推進しています。オンライン行政手続きの促進や行政手続きの簡素化など、情報通信技術を活かした行政事務の効率化に引き続き取り組んでいくとともに、個人情報保護の観点から、より一層の情報セキュリティ対策を行っていく必要があると考えております。資料の説明は以上となります。

本日は、この総合評価書（案）のうち、特に「（6）行政サービスの適正化に向けて」について、各委員の方々の専門的知見から、加筆や修正等のご意見をいただきたいと考えています。なお、ご意見については、時間の都合上、先ほどご説明ができませんでした分野についても承ります。議題1の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○藤井会長：説明ありがとうございました。ただいま、事務局よりご説明いただきました、評価書（案）について、各委員の皆様から、追加の意見や修正すべき点等がございましたら、

ご意見をいただきたいとのことです。

本日はご出席いただいているすべての委員の方からご発言をいただきたいと思います。はじめに事務局にお尋ねしますが、欠席されている委員の方から事前にご意見が寄せられていましたらご報告をお願いします。

○事務局：ご欠席の委員の方からのご意見はありませんでした。

○藤井会長：ありがとうございます。それでは、ご出席の委員の方より、順次ご発言をお願いします。

○関委員：これからの総合計画を推進する視点として欠かせないのが、SDGs とデジタルトランスフォーメーションになります。

SDGs については、資料1「第二次基本計画 総合評価書（案）」の120ページに記載がございます。前段のSDGsの問題意識はよいが、後段の内容が回答になっていないように思えます。市川市では、SDGs 未来都市にも応募しており、申請書では環境・社会・経済の3つの側面への取り組み方針を記載しています。環境は、地域循環共生圏づくり、経済は地域経済の活性化、社会は健康都市市川の実現となっています。こうした記載が政策展開の今後に紐づいているほうがよいと思います。政策展開は大きなテーマと認識しておりますが、ここで扱っている事業が「e モニター制度」などになっているため、次期総合計画では章立ての再検討が必要だと思います。SDGs の達成に向けてどのような取組をするのか、明確にしておく必要があります。私自身も明確には答えられないが、今後市として明確にしておく必要があると思います。

デジタルトランスフォーメーションについては、130ページに記載がございます。後段の「デジタルトランスフォーメーションの推進に引き続き取り組む必要がある」というのはよかったが、前段の部分で物足りなさを感じています。私個人としては来年がデジタル化の元年にあたると考えており、国の動きを意識する中で市川市としてどのように取り組んでいくかロジックを感じられるような記載にした方がよいと思います。

○藤井会長：この10年間の中で、大きく時代変化がありました。その中で次の総合計画に組み込む具体的な要素としてSDGs とデジタルトランスフォーメーションが挙げられるということでした。事務局いかがでしょうか。

○事務局：ご意見ありがとうございます。新しい総合計画については関委員がおっしゃるようにSDGs やデジタルトランスフォーメーションを踏まえた内容を検討していきます。ただいまのご意見を踏まえて、総合評価書（案）の修正と次期総合計画への反映に繋げていきたいと思います。

○松丸委員：資料１「第二次基本計画 総合評価書（案）」33、34 ページの子どもの教育について、情報技術を活用した教育の推進に引き続き取り組むと謳っております。これまで市が進めてきた内容を踏まえると、他市の市民からは市川市は進んでいると印象を受けるとのことでした。実際に現場では、まだまだ進んでいるとは言い難い状況です。また、来年度以降、本格的に運用ということですが、さらに強い内容で積極的に検討してほしいと思います。表現については更に検討してほしいと思います。

また、「(6)行政サービスの適正化に向けて」の優先度と満足度のポートフォリオでは、いじめ対策の優先度が非常に高くなっています。しかし、本文中には、いじめという表記が入っていないので、できればいじめ対策について追記いただければと思います。

○事務局：ご意見ありがとうございます。情報通信技術を活用した教育を推進について、強めの表現にしてほしい、というご意見だったと思います。こちらについては、本市としてもギガスクール構想の実現など実現に向けた取り組みを推進しており、積極的に取り組む内容でもありますので表現は改めたいと思います。

また、ポートフォリオ分析の「いじめ対策」についてのご意見だったと思います。こちらについても2月の定例議会で関連する条例が承認されるなど、市として力を入れている部分ではございます。ご意見を反映できるような記載を検討したいと思います。

○藤井会長：他の委員の方はご意見いかがでしょうか。

○長友委員：資料１「第二次基本計画 総合評価書（案）」についてはコメントをメールでお送りしました。まず、20 ページの保健医療の分野について、新型コロナウイルスの対応については早期検査、早期隔離が大原則になります。国・県・保健所の対策がまだ不十分だと認識しておりますので、市の実施している事業をもう少し進めてほしい。一部、高齢者施設の職員の定期的な検査など、実施する方向で検討してほしいと思います。また、保健所が足りない部分は市が補うなど、積極的な姿勢を盛り込んでいただけたらと思います。

28 ページの高齢者福祉について、市川市の北西部のコミュニティバスは乗降者が少ないと聞いています。オンデマンドバスや福祉タクシーへの転換など、交通手段が途切れないように、多様な移動手段を検討してほしいと思います。

64 ページの「治水」について、地球温暖化の影響で豪雨が頻発しておりますし、対策を講じておられるかと思います。しかし、1時間の雨量50ミリに耐えられる整備をしていると思います。東京都は既に雨量75ミリを想定して対策を講じております。市川市でも基準を見直すと同時に、貯水施設の整備など対応を検討してほしいと思います。

○藤井会長：たくさんご意見をいただいた中でポイントを3点に絞っていただいたかと思います。事務局いかがでしょうか。

○事務局：今後の事業を進める上での参考にしたいと思いますので、各課で共有の上、進めていきたいと思います。

○小山田委員：全体を通しての質問になりますが、行政サービスの適正化に向けてということで、アンケートから顕在化した市民ニーズについて、様々なアプローチを記載されているかと思います。顕在化した部分以外にも潜在化した市民ニーズがあると思いますが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○事務局：今回は施策評価レポートなので、まずは行政内部で第二次基本計画の10年間の振り返りをし、各課からの報告をまとめました。市民意向調査については、自分たちの生活に直結したものについて多くの意見を頂戴できたと認識しております。今回は潜在的な部分も含めて両側面を意識して、施策評価レポートを作成していきます。

○小山田委員：顕在的なニーズに対しては、優先度を上げて早期に取り組むのか、潜在的なニーズは取組をどう進めていくのか、そのことを見える化するとよいと思います。例えば、20ページの保健医療については、感染症対策が目に見えて優先度が高くなっています。一方、死亡率が高いがん対策が潜在的にはあります。顕在的と潜在的な部分をわかりやすくみえるように工夫していただけるともっと厚みのあるレポートになると思います。

○藤井会長：ありがとうございます。その他の委員から何かございますか。

○村松委員：資料1「第二次基本計画 総合評価書（案）」の113ページ「協働・市民参加」もしくは、120ページの「政策展開」について、設定した目標値に対する現状の数値で、市民の実感値を指標にしている部分があります。例えば、市議会選挙、市長選挙の投票率など、市民の関心があれば数値が出てくると思います。投票率を向上させていくような指標を盛り込めるのであれば入れて欲しいと思います。市民の市政への参画意識が上がってくるように、指標についても再度検討してほしいと思います。

○事務局：直接投票率を高めるような指標を設定できるかどうかは、今後考えていく必要があるかと思います。今後、新しい計画を作る際にどのような数値目標が必要かを考えることが、実効性のある計画の推進に繋がると思っています。今後の審議会を進めていく中で、どのような数値目標を設定するか検討する予定ですので、ご意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

○藤井会長：ただいまご指摘があった部分は私自身も感じている部分がございます。目標値の設定について、国等から数値化の指示があったものを目標値に落とし込んで具体化する

難しさがあります。どの自治体も総合評価における目標値の設定に苦労していると聞きます。事務局からのご説明の中では、目標に対して数値でしっかりと表れている部分についてご説明いただいたと思いますが、逆に市民満足度が低い割に設定した目標値が具体的に高い評価を得ている部分に関しては、やはり目標設定に対する妥当性を検討する必要があります。事業を達成する上では、確かに達成できているが、それが市民生活に直結できていないということになりますので、その部分の評価の難しさがあります。いざいざアプローチはある意味、一つの施策評価の枠組みとして捉えられるので、市民満足度といざいざアプローチが相互に高いような中で、具体的に目標値が課題評価・過小評価になっていないか、今回のレポートを参考にして事務局の方でご検討いただければと思います。

○國松委員：資料１「第二次基本計画 総合評価書（案）」の 61 ページ「危機管理・消防」について避難所の機能充実が優先度・満足度がともに高く、また 63 ページ「治水」については、「ハザードマップの周知・充実」の満足度が高くなっています。優先度が低くなっている先日の豪雨の際の情報発信や避難所の開設状況など情報発信について、全く記載がない状態でございます。116 ページの「情報の発信・提供」で災害時情報提供について、記載して欲しいと思います。パソコンが使用できない、スマホを持っていない方に向けて、情報を迅速に普及させる方法を検討する必要があります。36 ページ「生涯学習」のところで、ご高齢者に向けた情報発信のイベントの創出といった文言がほしいと思います。

○鈴木委員：目標達成率を市民意識調査やモニター調査などで測ることに違和感があります。興味がある分野であれば回答率も上がりますが、果たして総合計画審議会を開催するにあたり、市民満足度を相対的に高める効果を抜本的に話し合っているかと言えば、疑問が残ります。改善したいところとしては、國松委員が述べたように、具体的な案を目標値に設定するのも必要かと思います。例えば、生涯学習であれば通信教育を実施すれば受講者数がどれくらい向上したか、学校教育であれば校庭解放をすれば市民の満足度が向上するが安全性でどのような課題が出てきたかなど、市民の前向きな評価を参考にしつつ具体的な事業や仮想事業に落とし込むことができたなら面白いと思います。現状のまとめ方であるチャートによるまとめ方ですが、果たして現実に即しているのか事務局にお伺いしたいと思います。

○事務局：目標達成率については、新しい計画を作る際に効果を測るために、まずは数値目標を置く方法を検討していましたが、ご意見を聞いて再度どのような方法があるか検討したいと思います。

○鈴木委員：もっと目標に具体性が欲しいと考えています。例えば、スマートごみ箱を置くことによって市民満足度がどれだけ向上したか、など一つひとつの項目でイエスのノーで

はなくて、どの事業をどれだけ進めれば市民満足度が向上するのかを具体性をもって検討してほしいと思います。具体例を出して、具体例の中で満足度が向上しているのか、そこを見るべきだと思っています。

○事務局：基本計画をもとに実施計画を策定します。実施計画は具体的な事業の話になるので、事業の中で具体的に考えていきます。また、一つの事業がそこで完結するのではなく、相互に作用して満足度は向上していくので、相互関連性を踏まえて考えていきたいと思っています。

○藤井会長：基本計画を総合評価するということは、10 年間の目標値を立てて、これから次の計画を作ったときに、市民の暮らしに対してどのような形で改善されるか、そこを多岐に及ぶ指標で測り、市民の意向に沿ったものであるか、見るのが第一になります。市民の意向に沿ったものであれば、すべてそれがいいのか、それはまた別の考え方になります。市民の意向に寄らずとも安全面から進めなくてはいけない施策もあります。そういった中で、評価軸を多岐にわたりつくり、効果の見える化を図るのが今回のアプローチになります。ポートフォリオ分析については、一つ個別の施策のどこに特徴的な要素があって、できているのかできていないのか、そういったところを 10 年の枠組みで評価しています。その中から具体的な対策事業として次に展開するか、というところで今の事例を検討するのだと思います。今回はあくまでも 10 年間で行った施策をどう評価して次につなげるかという視点でするので、そのようにご理解いただければと思います。

○藤井会長：その他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

○藤井会長：それでは、次の議題に進ませていただきます。議題2 「次期総合計画の方向性について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

■議題第2号 次期総合計画の方向性について

○事務局：それでは説明させていただきます。資料2「次期総合計画の方向性について(案)」をご覧ください。資料2の1枚目、次期総合計画の構成についてご説明させていただきます。現在の総合計画は、目指すべき将来都市像や、基本目標を定めた「基本構想」、基本構想で明らかにした将来都市像や、基本目標を具現化するための基本的な施策を定めた「基本計画」、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めた「実施計画」の3層で構成されています。事務局といたしましては、次期総合計画についても、引き続き3層構造といたしたいと考えております。

その理由については、大きく2点、まず、従来、総合計画の基本部分である「基本構想」については議会の議決を経て定めることが義務とされておりましたが、平成23年(5月2日)に地方自治法が一部改正され、基本構想の法的な策定義務はなくなりました。しかしながら、一方で、本市においては、基本構想と基本計画の策定などについて、その重要性をかんがみ、(平成26年6月、)議員発議により「市川市議会の議決に付すべき事項を定める条例」に追加され、議決事項となった経緯がございます。やはり、この重みについては、継承すべきものと考えております。また、行政運営の観点から申し上げますと、これまで、政策(基本構想)、施策(基本計画)、事業(実施計画)という3層構造により行政運営がなされてきたことから、この枠組みは変えずに実施していくことが、市民にもわかりやすいのではないかと考えております。そのため、現在と同様に3層構造を維持することを想定しております。

続きまして、資料2の2枚目、計画期間についての資料をご覧ください。まず、現基本構想は2025年までの計画期間となっております。2021年度、2022年度の2年間は次期計画策定のための見極めの期間としておりますが、まずは、現基本構想が計画期間を残していることから、現基本構想を前提に、次期基本計画の方向性を検討していきたいと考えております。そして、今後、次期基本計画策定のための具体的な作業を進める中で、基本構想と基本計画の整合性や実施計画の計画期間についてもあわせて検討していきたいと考えております。なお、実施計画については、社会状況の変化にも機動的かつ柔軟に対応できるよう、毎年度評価・見直しを行ってまいりたいと考えております。このことで、基本計画と実施計画の終期を合わせることも想定しております。

続きまして、資料3「市川市が発展していくための着眼点」をご覧ください。先にご説明させていただいたとおり、先ずは次期基本計画を検討するにあたり、人口減少社会においても本市が有するポテンシャルを開放することで、拡大・成長の余地があるか、前回の審議会でもいただいたご意見を踏まえ、その際の着眼点として考えられる項目をまとめましたので、ご意見をいただきたいと考えております。まず、番号1「昼夜間人口の差が大きい特性を活用する」についてです。平成27年度の国勢調査では、昼間と夜間の人口を比較したところ、昼間は夜間の82.2%となっています。このことから、昼間は通勤・通学で市外に出て、

夜に家に帰ってくる東京に隣接するベッドタウンという特性が顕著に表れています。そこで、新型コロナウイルス感染症により定着が進む新しい生活様式、例えばテレワークやワーキングスペースの活用などが一層推進され、自宅や地域で過ごす時間が増えれば、日常の生活が地域で完結することになります。その結果、地域経済へのメリットのほか、自分たちの職場だけでは出会うこともなかった異業種との出会いにより異業種ネットワークが構築されるなど、地域活性化につながってまいります。このことでヒトやモノを今まで以上に本市に惹きつけることができるのではないかと考えます。

次に番号2「子育て世代の転出を抑制するため子育て環境を充実させる」についてです。本市の人口の特徴として、20代を中心とする多くの若い世代が、進学・就職・結婚などを機に地方都市から本市へ転入し転入超過となっているものの、子育て世代である30代の人口は転出超過の傾向となっています。子育て世代は広く・新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況もあることから、住宅の価格などだけではなく、例えば若い世代の多い本市の特徴を生かし、本市に転入してきた若者の結婚・出産・子育てと就労の両立支援など、それぞれのライフステージに合わせ、住み慣れた地域で安心して暮らせるような良好な子育て環境を提供するための取り組みをトータルで実施していくことで本市の強みが活かせるのではないかと考えています。

番号3「市川市が海外や他の地域からの投資対象となる」については、市川が多様な技術や知見が集積する場として機能すれば、本市発のイノベーションにより新たな価値転換が図られ、便利で暮らしやすい社会が実現されるものと考えます。そのためには、国内だけに限らず、海外からも積極的な投資を呼び込む必要があり、これまでも進めてきた海外都市連携を継続することでネットワークを拡げていくとともに、例えば低炭素社会実現に向けた取り組みなど理解されやすい目標やKPIを設定し情報開示することで本市に興味を持っていただけるのではないかと考えております。

番号4「歴史や文化資源等を活用して観光を通じて交流人口を増やす」についてです。まず、交流人口とは、通勤・通学をはじめ、買い物や文化鑑賞、スポーツ、観光、レジャーなど様々な目的でその地域を訪れる人のことを言います。歴史と文化に彩られた本市には、多くの有形・無形文化財のほか、市民の生活文化に由来した歴史的・文化的資産に恵まれています。地域や民間企業などと協力してこれらの資源を結びつけることで、魅力ある観光資源へと発展させることができれば、本市に関心を持続ける人が増え、新しい流れを生み出すことができるようになると考えています。

番号5「市街化区域や駅周辺を高度利用する」については、用途地域の変更など将来を見据えつつ地域のニーズに合う柔軟な対応や駅周辺の再開発など土地の高度利用により本市にはまだまだ拡大・成長していくポテンシャルはあると考えます。

番号6「地域の特殊出生率を高めるとともに長寿命化を進める」について、本市の特殊出生率は令和元年度の実績で1.27となっており、県平均（1.28）や全国平均（1.36）と比較しても低い状況となっています。過去の少子化に伴い出生数が減少していることから、特殊

出生率を高めても一朝一夕には少子化に歯止めがかかるわけではありません。しかしながら、子どもが欲しいのに持てない様々な理由の一つ一つを解消していく地道な取り組みの継続が少子化対策につながるものと考えます。また、本市の平均寿命は、平成 27 年度の実績で男性（81.9 歳）女性（87.5 歳）ともに千葉県平均及び全国平均よりも長い状況となっています。しかし、ただ単に平均寿命が長いと言うだけでは意味がありません。QOL の観点から、如何にして平均寿命と健康寿命の差、つまり介護を要する期間を縮めていくのか、そのことがひいては長寿命化に意味を持たせ、いきいきと暮らせるまちの実現につながると考えています。

番号 7「本市に関係、関心がある人の定住を促進する」については、良好な市街地環境の整備を図り、多様な人々がいきいきと暮らせるまちを実現していくことのほか、これまで以上に本市に関心をもっていただけるよう、本市の魅力や取り組みを情報発信してまいります。そのことでまちに対する愛着と誇りが生まれ、まちが他人事から自分事に変化し、地域生活は、一気に広がりを見せると考えます。

番号 8「海外在住者も市民と同じサービスが受けられる」については、昨年度、村越市長が訪問したパルヌ市があるエストニア共和国では、e-Residency という制度があります。この制度は、2014 年にエストニアが世界で初めて導入した電子国民プログラムで、ユーザーは e-Residency カードを取得することで、同国が自国民に提供している電子政府システムの一部を利用することができ、ビジネス銀行口座の開設や、エストニア法人の設立、そして電子署名などが可能となります。元々は電子政府関連の新規事業として立ち上げられた施策でしたが、その背景には、エストニアの人口が建国以来緩やかな減少を続けていて外貨の獲得が急務であったことなどが挙げられ、2019 年 1 月現在で世界 167 カ国から 50,000 超の応募があり、6,000 社を超える e-residency 企業が設立されています。一地方公共団体だけでは難しい部分もあろうかとは思いますが、例えばパルヌ市と連携しながら本市施策を積極的に発信することで海外に本市のファンを拡げていくことも可能ではないかと考えています。

番号 9「空き家、空室の活用により居住を促進する」については、現在市内でも空き家の問題が顕在化しています。空き家が増大すれば景観が悪化するだけでなく、倒壊の危険が増し、犯罪も誘発します。廃墟ばかりの殺伐とした区域が広がれば町全体のイメージが悪くなり、住民の流出も加速し、やがては地域社会全体が崩壊することにもつながります。そこで、空き家や空き室のシェアリングを進めることで世代間におけるストックの再分配を促進し、地域の活性化をバックアップしていきたいと考えております。

番号 10「上記以外の方法で定住、関係人口、交流人口を増やし総合計画の対象範囲にする」では、定住と言う物理面の拡大だけでなく、これからは空間的拡大を取り入れることで、拡大・成長が可能ではないかと考えております。ふるさと納税による関係人口の拡大もその一つであろうかと思しますので、これ以外にも様々な方法を検討していきたいと考えております。各委員の方々の専門的知見や、普段感じられていることなどから、「〇ここで挙げ

られている着眼点に関連したご意見や留意事項」「○ここで挙げられている以外に、意識すべき着眼点」について、自由にご意見をいただければと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○藤井会長：ただいま、事務局よりご説明いただきました。まず、総合計画の構成については、事務局の見解として現在の3層構造とされたいこと、また2025年までの計画期間となっている現在の基本構想を前提に、次期基本計画の方向性を検討されたい、というご説明でした。その上で、資料3として、次期基本計画策定のために、市川市が今後発展していくための着眼点をまとめていただきました。本日は、ここで挙げられている着眼点に関連したご意見や留意事項、あるいは、ここで挙げられている以外に、意識すべき着眼点などについてのご意見をいただきたい、とのことです。まず、はじめに事務局にお尋ねしますが、欠席されている委員の方から事前にご意見が寄せられていましたらご報告をお願いします。

○事務局：ご欠席の委員の方からのご意見はありませんでした。

○藤井会長：ありがとうございます。それでは、ご出席の委員の方より、順次ご発言をお願いします。

○羽生委員：次期総合計画の構成について、3層構造がわかりやすいのではないかと思います。基本理念で中長期的、その下に実施計画がある建付けがわかりやすいと思います。期間についてはまだ議論する必要があります。次期基本計画についての考えを述べます。

1点目、時代が大きく変化する中で市川市のブランド戦略を打ち出して欲しいと思います。今後、市川市の魅力を産・官・学含めて戦略的に対外的にPRする必要があります。2点目、地球環境の保全についても打ち出してほしい。2050年のカーボンニュートラルに向けて道筋を立ててもらいたいと思います。資源循環型の社会構築などさらに高めていく必要があります。3点目、レジリエンスの強化をしてほしいと思います。近年の豪雨災害や地震災害が激甚化する中、ハード・ソフトで対応が必要だと思います。避難所設営の迅速化、コロナ禍における準備など必要だと思います。4点目は、ICT化の推進です。情報通信技術のしっかりと進めていただきたいと思います。ICTも最終的には高齢者の使用も想定してリカレント教育の充実をして欲しいと思います。

○関委員：私の方からは人口動態に注視する必要があるという問題提起になります。昨今のコロナ禍において、東京への一極集中のリスクが顕在化しています。昨年の7月以降、東京都の人口が減少しており、千葉県がその受け皿になっています。また、企業のサテライトオフィスへの進出ニーズも高まっています。東京都から引っ越している人口を調べるため、千葉県下の社会増を調べたところ昨年の4月から12月のデータですが、千葉市、

柏市、流山市、八千代市が増えています。逆に減になっている場所は、浦安市、成田市、佐倉市、市川市の順になっています。市川市は減少に転じているということでトレンドが変化しているとも言えます。都会から地方への移住が促進される中でトレンドが変わってきているのか、あくまで一過性のものなのか慎重に判断する必要があります。人々の価値観の変化が市川市の人口にどのような変化がでてくるのか、これが一過性でないのであれば、これまでの施策を見直す必要があります。人口ビジョンも含めて、次期の総合計画で慎重かつ大胆に進めていく必要があります。

○長友委員：前にコメントをだしておりますが、資料3「市川市が発展していくための着眼点」について、様々な事業を通して人を増やしたいということが読み取れます。人を増やすための方策として、地域に上質な雇用があれば、人は自然に集まります。市川市の8割は東京に仕事に行く現状があります。この状況が続けば、人口増加は望めません。地球温暖化や海洋プラスチックゴミの問題など地球規模の問題が顕在化していますので、そういった分野で新しい事業を展開し、国内外に発信すれば人やお金が集まってくると思います。シリコンバレーのような市を目指せばよいと思いますし、発展の原動力になるかと思います。

○國松委員：子育て世代という部分で、市川市はネガティブなうわさが非常に多いと思います。例えば、医療費は船橋市に比べて高く、ゴミの分別についても船橋に比べても大変だと思います。子育て環境を謳うのであれば、そういった制度について検討して欲しいことはたくさんあります。また、定住の促進のためには、祭りや地域のブランドを創出、発展させてほしいと思います。コワーキングスペースなどや企業誘致についても増やして欲しいと思いますし、2022年問題についても関係していきませんが生産緑地問題があります。戸建てを立てたい、地価を下げないための方法を検討してほしいと思います。

○松丸委員：2とか7に関連してくると思いますが、地域コミュニティの活性化について意見を述べます。地域コミュニティの希薄化が顕在化していますが、子育てや移住定住のことを考えると、地域コミュニティが機能するかしないかは大変大きな問題になります。コロナ禍を踏まえると、地域コミュニティを早い段階で復活させて、幅広く話を進めていく必要があります。防災や災害時など、地域のコミュニティが重要になりますし、転出する人の抑制にもつながると思いますので、地域コミュニティを意識して欲しいと思います。

○藤井会長：生産緑地の話についてですが、用途地域、田園住居の用途地域の選択もできるようになりました。

土地利用の問題をどう考えるかというのが都市づくりを考える中では重要になります。先程、議題1でお話した政策評価の観点では、土地利用の市民満足度は低く、住まうといった

ことに対して適正住居を提供することが難しいとも感じます。一方、ポートフォリオ分析を見ると、防災拠点としての土地利用や環境保全、豊かな自然を守るといった話が上がっています。こういった土地利用の観点で、市街地区域や駅周辺の高度利用を特だしする際に、基本計画の評価からどのような形で紐づけているのか、精査していただいた方がよいと思います。

○小林副会長：今年度最後の審議会となりました。来年度に向けて私からは3点の述べたいと思います。

資料2「次期総合計画の方向性について（案）」の基本構想と基本計画のスケジュールが出ています。新しい計画は2023年からおよそ10年を期間として考えています。そもそも構想の終わりの時点と、次の計画の終了の時点が大きく乖離することになりますので、この部分を次回以降の早い段階で話す必要があると思います。

2点目、基本計画の総合評価でも話がありましたが、鈴木委員から具体的な施策にしてほしいという意見がありました。具体性は実施計画と関連するのでというお話でしたが、総合計画であるが故に、総合的に評価しなければいけない側面と、一方、評価が実感と結びつきにくい部分があるのでそれは大きな課題だと思います。そこで、EBPMという話が最近の行政評価のお話しで出てきています。エビデンスに基づいた政策立案ということで、エビデンスに目が行きがちですが、EBPMをやっていく上で非常に重要なのがロジックモデルになります。行政がすることで市民生活にどのように結びつくのかアウトカムを見せ、その中で数値目標を位置づける必要があります。ロジックが明確になっていないと因果関係がよくわかりません。ロジックモデルは、行政と市民のコミュニケーションのツールという意味合いがあります。これをあらゆる施策、あらゆる分野でできることが理想になりますが、これはかなりの労力が必要になります。なので、いくつかの分野でロジックモデルをしっかりつくっていくなど、重点推進プログラムの一部でモデルを構築することが重要になるかと思います。

3点目、今後方向性として必要な話になりますが、松丸委員から地域コミュニティの話がございました。地域コミュニティをどのように修復していくのか、昔はあったものが壊れてしまった側面があります。これは難しい問題ですが、取り組んでいかなければ悪化していく問題でもあります。ソーシャルキャピタルなど、積み上げが必要にあります。総合計画の中でも実際、柱建てに位置付けて推進していく必要があります。

○藤井会長：ありがとうございました。最後に、その他とのことで、事務局よりご説明をお願いします。

その他

○事務局：長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。連絡事項が3点、ございます。1点目は、令和3年度 重点推進プログラム（案）についてです。資料4「令和3年度 重点推進プログラム（案）」をご覧ください。次期計画の策定にあたって、諸課題を多面的に検討するため、審議会からの建議等を踏まえ、おおむね2年を見極め期間といたしました。この期間においても、重要な施策を切れ目なく推進していくため、「令和3年度重点推進プログラム（案）」を作成いたしました。本プログラムについては、2月中旬に委員の皆様へお送りさせていただき、Facebook、メール、FAXにてご意見等を伺っていましたが、ご意見のご提出はございませんでした。また、先に開催された令和3年2月市議会において、令和3年度当初予算に係る議決をいただきましたことから、本年4月1日をもって本プログラムが成案となる予定ですので、本日ご報告させていただきます。

2点目は、今後のスケジュールについてです。資料5「次年度のスケジュール（案）」をご覧ください。令和3年度は、計画骨子案の公表を予定している12月までに4回程度、また、計画案の公表後、基本計画案の審議に2回程度、計6回程度、審議会を開催させていただく予定です。令和3年度第1回の審議は5月中下旬を予定しておりますので、日程や開催方法が決まり次第、速やかにご連絡させていただきます。

3点目は、本日議題1でご審議いただきました「第二次基本計画 総合評価書（案）」についてです。本日いただきましたご意見等を踏まえ、最終調整の上、評価書を確定させていただきます。本日、時間の関係で審議の中で発言できなかった点など、追加のご意見等がございましたら、3月29日（月）までに事務局へメール、またはFAXにてお送りください。説明は以上です。

○藤井会長：ただいま、事務局よりご説明いただきましたが、質問等がある場合はご発言をお願いします。

（質問・意見なし）

○藤井会長：ありがとうございました。以上で、令和2年度第4回市川市総合計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。